

○防衛省告示第三百十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和五年一月二十五日から施行する。

令和四年十二月二十六日

防衛大臣 浜田 靖一

一 八戸貯油施設

対象防衛関係施設の所在地	青森県八戸市		大字河原木字宇兵エ河原ほか
対象防衛関係施設の区域	青森県八戸市	大字市川町字浜及び大字河原木字宇兵エ河原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	青森県上北郡おいらせ町
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県八戸市 大字市川町字橋向、大字市川町字浜、大字河原木字宇兵エ河原、大字河原木字海岸、江陽四丁目及び豊洲（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		

<p>青森県上北郡おいらせ町</p>	<p>一川目、一川目三丁目及び四丁目並びに二川目一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>一 北緯四十度三十九分三秒、東経百四十一度二十六分四十秒の点 二 北緯四十度三十八分五十七秒、東経百四十一度二十六分四十九秒の点 三 北緯四十度三十八分五十秒、東経百四十一度二十六分四十三秒の点</p>
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び四に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>四 北緯四十度三十一分四十八秒、東経百四十一度三十分一十四秒の点 五 北緯四十度三十一分四十二秒、東経百四十一度三十分一十二秒の点 六 北緯四十度三十一分四十秒、東経百四十一度三十分五秒の点 七 北緯四十度三十一分四十九秒、東経百四十一度三十分四十秒の点</p>

八 北緯四十度三十一分五十五秒、東経百四十一度三十分三十九秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 三沢対地射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	青森県三沢市	大字天ヶ森字天ヶ森ほか
--------------	--------	-------------

対象防衛関係施設の区域	青森県三沢市	大字天ヶ森字天ヶ森及び大字三沢字浜通（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県三沢市	大字天ヶ森字天ヶ森及び大字三沢字浜通（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	青森県上北郡六ヶ所村	大字倉内字前谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字倉内字道ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼字追館（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼字久保（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼字高田、大字平沼字二階坂（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼字道ノ上（次の図面に示す部分に限る。）及び大字平沼字道ノ下（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線	一 北緯四十度五十三分二十六秒、東経百四十一度二十三分三十三秒の点

	<p>及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>
<p>二 北緯四十度五十三分二十三秒、東経百四十一度二十分五十一秒の点</p> <p>三 北緯四十度五十二分五十九秒、東経百四十一度二十分五十三秒の点</p> <p>四 北緯四十度五十九分五十九秒、東経百四十一度二十四分六秒の点</p> <p>五 北緯四十度五十分五十五秒、東経百四十一度二十三分五十一秒の点</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>